

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（鋼材）の引受基準について</p> <p>一般社団法人日本鉄鋼連盟 線材製品協会 社団法人特殊鋼倶楽部</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00068 最終改正 <u>平成 26 年 3 月 25 日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、「貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書」（以下「特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、特約書第 3 条第 2 項の規定に基づく保険契約の締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。</p> <p>1. 基本的引受基準</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)「貿易一般保険運用規程」(平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034) 第 22 条から第 24 条までのいずれかの取扱いを行うものについては、特約書第 1 条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。1.<u>(4)</u>①から③までのいずれかに該当するものも同様とする。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（鋼材）の引受基準について</p> <p>一般社団法人日本鉄鋼連盟 線材製品協会 社団法人特殊鋼倶楽部</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00068</p> <p>この規程は、「貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書」（以下「特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、特約書第 3 条第 2 項の規定に基づく保険契約の締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。</p> <p>1. 基本的引受基準</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)「貿易一般保険運用規程」(平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034) 第 22 条から第 24 条までのいずれかの取扱いを行うものについては、特約書第 1 条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。1.<u>(3)</u>①から③までのいずれかに該当するものも同様とする。</p>	

新	旧	備考
<p><u>(8) 次のいずれかに該当する輸出契約は、特約書第1条第1項の規定及びこの規程にかかわらず、保険契約の申込みを要しない。但し、当該輸出契約について、被保険者が保険契約の締結を希望する場合は、特約書及びこの規程に従い保険契約を締結する。</u></p> <p><u>① 契約金額の全部又は一部が政府開発援助契約等（「別紙3 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。）の1（1）又は2. に該当する輸出契約（決済方式にかかわらず、リインバース方式等により決済が行われるものを含む。）</u></p> <p><u>② 契約金額の全部が、前受金により支払を受ける輸出契約</u></p>		

新	旧	備考
<p>2. 国別引受基準 (1) ①-1～2 (略)</p> <p>② 次表に掲げる国が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる輸出契約（政府開発援助契約等及び前受金により支払いを受ける輸出契約を除く。）</p> <p>(中略)</p> <p>附 則〔平成26年3月25日〕 この改正は、平成26年4月1日から実施する。</p>	<p>2. 国別引受基準 (1) ①-1～2 (略)</p> <p>② 次表に掲げる国が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる輸出契約（政府開発援助契約等〔別紙3 政府開発援助契約等〕に規定するものをいう。以下同じ。）及び前受金により支払いを受ける輸出契約を除く。）</p> <p>(中略)</p>	

貿易一般保険包括保険（鋼材）の引受基準について・新旧対照表

新	旧	備考
<p>[別紙1]～[別紙3] (略)</p>	<p>[別紙1]～[別紙3] (略)</p>	
<p>[別表1]～[別表2] (略)</p>	<p>[別表1]～[別表2] (略)</p>	